

国際園芸博覧会基本計画策定に向けた企画検討業務委託のプロポーザルに係る 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

国際園芸博覧会基本計画策定に向けた企画検討業務委託

2 業務の内容

別紙、業務説明資料のとおり。

概算業務価格（上限）は71,000千円（税込）です。

なお、提案書提出時には積算内訳を記した参考見積書を提出するものとします。

3 参加条件

本プロポーザルの参加者は、本業務の実施が可能な者であり、(1)又は(2)いずれかの要件に該当するかつ(3)から(11)に該当するものとします。

(1) 参加者が単体の企業の場合は、次の条件を全て満たすこと。

令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に登録されている者かつその内容が次の条件を全て満たすこと。令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に未登録の場合は、参加意向申出書の提出時までに登録申請しており受託候補者を特定する期日までに令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿への登載が完了していれば、この限りではありません。

ア 営業種目：「イベント企画運営等」を登録し、かつ、その細目で「A イベント企画」、かつ、「B イベント運営等」を登録していること。

イ 営業種目：「広告」を登録し、かつ、その細目で「A テレビ、ラジオ」、かつ、「B 新聞、雑誌」、かつ、「C ウェブ」、かつ、「Z その他」を登録していること。

ウ 営業種目：「映画・ビデオ制作」を登録し、かつ、その細目で「A 映画・ビデオ制作」を登録していること。

(2) 参加者が共同企業体である場合は、次の条件を全て満たすこと。

ア 構成員は、3(1)のア、イ、ウのいずれかを満たし、構成員全体で3(1)の条件を全て満たすこと及び(3)～(11)の条件を全て満たすこと。

イ 構成員は、3者以内とすること。

ウ 本プロポーザルにおいて、共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員になっていないこと。また、共同企業体の構成員は、単体の企業として参加していないこと。

エ 「共同企業体協定書」により、共同企業体の協定書を締結すること（別紙を参考に作成してください）。なお、協定書は契約時に提出してください。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当していない者であること。

(4) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産宣告を受け、復権していない者でないこと。

- (6) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更正又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- (8) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がない者であること。
- (10) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの期間において、横浜市指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月制定、平成 31 年 4 月改定）の規定による停止措置を受けていないこと。
- (11) 本業務委託の完了までの履行ができること。

4 参加に係る手続き

本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する場合は、下記書類を期日までに提出すること。

- (1) 提出期限 令和 3 年 5 月 17 日（月）17 時まで（必着）
- (2) 提出先 横浜市都市整備局国際園芸博覧会推進課 明石・鮎田
所在地 〒231-0005 横浜市中区本町 4 丁目 43 番地 A-PLACE 馬車道 4 階
電 話 045-671-4627
E-mail tb-engeihaku@city.yokohama.jp

- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留）

<注意事項>

- ・提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者に起因する事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。
- ・郵送の場合は書留郵便とし、発送後に必ず提出先まで電話連絡の上、期限までに到着するように発送してください。
- ・持参の場合は、平日午前 9 時～12 時と午後 1 時～5 時に、都市整備局国際園芸博覧会推進課にて受け付けます。

- (4) 参加表明時の提出書類

- ア 参加意向申出書（様式 1） 1 部
- イ 誓約書（様式 2） 1 部
- ウ 業務実施体制（様式 8） 1 部

※ 管理技術者は、参加企業に所属していること。また、管理技術者と担当技術者を兼任していないことを条件とします。

※ 共同事業体の場合に代表者たる構成員は、管理技術者 1 名を配置し、その他の構成員は、担当技術者を 1 名以上配置してください。なお、配置する予定の管理技術者

及び担当技術者は、それぞれの構成員の組織に所属していること、管理技術者と担当技術者を兼任していないことを条件とします。

(5) 提案資格確認結果の通知

「参加意向申出書（様式1）」を提出した全ての事業者に、「参加資格確認結果通知書（様式3）」を電子メールにより通知します。なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せて「プロポーザル関係書類提出要請書（様式4）」を送付します。

ア 通知日 令和3年5月21日（金）まで

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができます。なお、書面は横浜市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに横浜市都市整備局国際園芸博覧会推進課まで提出してください。横浜市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

5 質問書の提出（様式6）

参加資格が認められた者において、本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。なお、質問内容及び回答については、質問者のノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものと本市が認め除き、プロポーザル関係書類提出要請者全者に通知します。質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 令和3年5月28日（金）17時まで（必着）

(2) 提出先 横浜市都市整備局国際園芸博覧会推進課 明石・鮎田
電 話 045-671-4627
E-mail tb-engeihaku@city.yokohama.jp

(3) 提出方法 電子メール

<注意事項>・送信後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。
・質問書はword形式で添付してください。

(4) 回答日及び回答方法 令和3年6月2日（水）に電子メールで回答します。

6 提案書等の提出

(1) 提案書は、別添の所定の書式に基づき作成するものとします。

(2) 用紙の大きさは原則A4版縦とします。

(3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 提案書表紙（様式7）

イ 業務実施体制（様式8）

ウ 予定技術者の経歴等、同種・類似業務実績（様式9）

※ 業務実施体制に記載した予定技術者（管理技術者及び担当技術者）について、本業務と同種・類似の業務を中心に、できる限り詳細に記入してください。

エ 業務の実施方針及び業務工程（様式10）

オ 提案内容（様式11）

課題1から3まで、それぞれA4版縦（片面）で2頁以内にまとめてください。

カ 提案書の開示に係る意向申出書（様式12）

(4) 提案内容については、次のとおりとします。

別資料「業務説明資料」の内容を踏まえ、提案を所定の書式に記載してください。

【課題1】これまでの検討状況を踏まえ、国際園芸博覧会が目指す目標像を十分に理解した上で、本業務の実施方針、体制や業務全体の進め方（専門家ヒアリングの効果的な人選や活用の考え方等を含む）について、明確で適切な提案をしてください。

【課題2】多様な主体の中から、一例として博覧会へ出展する参加者を設定し（参加者の連携も想定されるため、単独、複数は問わない）、その参加者が博覧会の準備段階から、開催期間中、開催後のレガシーまで継続して参加する仕組みを提案してください。

また、その中で、参加を促す手法や、開催期間中のコンテンツの見せ方、会期後のコミュニティの再構築、もしくは産業としての事業化などのレガシーに繋がる提案をしてください。

【課題3】主催者展示に求められる集客に繋がる考え方を、これからの社会背景を踏まえて具体的に整理し、さらに、1つもしくは複数のサブテーマに紐づく、事業コンセプトを踏まえた主催者展示の事例を、実現に向けた課題を踏まえ、提案をしてください。

(5) ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用及び健康経営に関する取組の状況等を示す資料
提案書評価基準における「ワーク・ライフ・バランスに関する取組等」について、該当するものがある場合、次のとおり有効期間内の資料を提出してください。

対 象	提出資料	部数
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）	労働局の受付印のある 「一般事業主行動計画の写し」	1部
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員301人未満の場合のみ加算）	労働局の受付印のある 「一般事業主行動計画の写し」	
次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチなくるみんマーク）の取得、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得	「基準適合一般事業主認定通知書の写し」 または「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」	
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	「認定通知書の写し」	
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している（従業員45.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員45.5人未満）	最新年度の障害者雇用状況報告書（「事業主控」の写し）	
健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	認定証の写し	

※上記の計画の策定や認定の取得がない場合は、資料の提出が不要です。

- (6) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。
- ア 提案は、考え方を文書、イメージ図・イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔に記述してください。
 - イ 文字は注記等を除き原則として11ポイント程度の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。
 - ウ 多色刷りは可としますが、見やすさに配慮をお願いします。
 - エ 表紙となる提案書を除き、一切社名等（代表者名、社員名、企業ロゴ等を含む）の表記は行わないでください。
- (7) 提案書の提出に合わせて、参考見積書（様式自由）を提出してください。

7 評価基準

提案書評価基準のとおり

8 提案書の提出

(1) 提案書の提出

- ア 提出部数 2部（正1部、副1部）
※電子媒体（CD又はDVDに格納したPDFデータ）1部も併せて提出してください。
- イ 提出先 横浜市都市整備局国際園芸博覧会推進課 明石・鮎田
所在地 〒231-0005 横浜市中区本町4丁目43番地A-PLACE馬車道4階
電話 045-671-4627
E-mail tb-engeihaku@city.yokohama.jp
- ウ 提出期限 令和3年6月7日（月）17時まで（必着）
- エ 提出方法 持参又は郵送（書留）
＜注意事項＞4(3)に同じ

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ 横浜市は提案書の受理後、追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。
- オ 提案書に記載した業務実施体制は、担当者の病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- カ 提案書の変更は認められません。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日 令和3年6月中旬
- (2) 実施場所 国際園芸博覧会推進課会議室を予定
- (3) 出席者 管理技術者を含む3名以下としてください。
- (4) その他 詳細については、別途お知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症等の影響で、Zoom 等による Web を介したヒアリング形式をとる場合や、ヒアリングを実施しない場合があります。

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	都市整備局第一入札参加資格審査・業者選定委員会	国際園芸博覧会基本計画策定に向けた企画検討業務委託プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること。	プロポーザルの評価・特定に関すること。
委員長	都市整備局長	都市整備局副局長
副委員長	都市整備局副局長	都市整備局総務課長
委 員	都市整備局企画部長 都市整備局都市交通部長 都市整備局都心再生部長 都市整備局地域まちづくり部長 都市整備局防災まちづくり推進室長 都市整備局市街地整備部長 都市整備局総務課長 財政局契約第二課長	都市整備局企画課長 都市整備局国際園芸博覧会推進課 担当課長（計画担当） 政策局共創推進課長 文化観光局横浜魅力づくり室企画課長 環境創造局政策課 みどり政策調整担当課長

11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、本事業の受託候補者として特定された者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知日 令和3年7月上旬に行います。
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、横浜市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。
横浜市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。
なお、提案者がいない場合又は提案者の中に適格者がいないときは受託候補者を特定しない場合があります。

12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、受託者の特定以外に提案者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

- (3) 提出された書類は、受託候補者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために横浜市において作成された資料は、横浜市の了解なく公表、使用することはできません。
- (5) 提出された書類は、返却しません。

13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) 提案書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、横浜市各局の業者選定委員会において選定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、特定されたプロポーザル等の内容に基づき、横浜市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、当該提案者が受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングが実施された場合におけるヒアリングに出席しなかった者

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
受託事業者として特定した者は、業務委託契約の締結にあたり契約書の作成を要します。

【プロポーザル実施スケジュール】

